

平成 27 年 3 月 19 日
福祉部介護保険課

指定介護予防支援事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 115 条の 22 第 1 項の規定により、下記のとおり指定介護予防支援事業者の指定を行う。

記

指定事業者

事業所名	事業所所在地	申請者名	指定年月日
光が丘地域包括支援センター	練馬区光が丘二丁目 9 番 6 号 光が丘区民センター 2 階	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	平成 27 年 4 月 1 日
石神井地域包括支援センター	練馬区石神井町三丁目 30 番 26 号 石神井庁舎 4 階	社会福祉法人 奉優会	平成 27 年 4 月 1 日
大泉地域包括支援センター	練馬区東大泉一丁目 29 番 1 号 大泉学園ゆめりあ 1 4 階	社会福祉法人 章佑会	平成 27 年 4 月 1 日